

大阪府告示第407号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、東部大阪都市計画道路事業の事業計画の変更について、近畿地方整備局長の認可の告示（令和7年近畿地方整備局告示第39号）があったので、次のとおり告示する。

この告示の日の翌日から起算して10日を経過した後に新たに編入された事業地内において土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、同法第67条第1項の規定により、所定の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

令和7年3月25日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 施行者の名称
大阪府
- 2 事務所の所在地及び名称
東大阪市長田東五丁目3番9号三京ビル4階
大阪府モノレール建設事務所
- 3 変更に係る事業地の所在
（東部大阪都市計画道路事業9・7・223—1号 大阪モノレール専用道）
（東部大阪都市計画道路事業9・7・227—1号 大阪モノレール専用道）
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

国近整計管大都業第 7 - 2 号

大 阪 府

上記代表者 大阪府知事 殿

令和 7 年 2 月 1 2 日付け交鉄第 1 2 8 2 号で申請のあった東部大阪都市計画道路事業の事業計画の変更については、都市計画法第 6 3 条第 1 項の規定により認可します。

令和 7 年 3 月 2 1 日

国土交通省

近畿地方整備局長

(公 印 省 略)

○関東地方整備局告示第百一十号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局北首都国道事務所において一般の縦覧に供する。
令和七年三月二十一日
関東地方整備局長 岩崎 福久

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 四百六十八号
三 指定する道路の部分
区 間 幅 員 延 長
メートル キロメートル
つくば市島名字横内三〇七五番一から同市島名字横内二六七三〇・一九九二二・五二〇・五〇三七番四地先まで

四 指定する期日 令和七年三月二十二日

○関東地方整備局告示第百一十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年三月二十一日
関東地方整備局長 岩崎 福久

路線名 供 用 開 始 の 区 間 図面縦覧場所
四百六十八号 つくば市島名字横内三〇七五番一から同市島名字横内二六七三番四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分 首都国道事務所のみ。）

供用開始の期日 令和七年三月二十三日

○中部地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年三月二十一日
中部地方整備局長 佐藤 寿延

路線名 供 用 開 始 の 区 間 図面縦覧場所
十九号 恵那市武並町折字神ノ木七四一番二から同市武並町折字神ノ木七五四番一まで 中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日 令和七年三月二十一日

○近畿地方整備局告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和七年三月二十一日
近畿地方整備局長 長谷川朋弘

一 施行者の名称 京都府

二 都市計画事業の種類及び名称 京都市計画道路事業三・五・十四号御陵山崎線

三 事業施行期間 自令和七年三月二十一日至令和十七年三月三十一日

四 事業地

収用の部分 京都府向日市寺戸町中垣内、南垣内、殿長、辰巳、西野辺、西ノ段及び中ノ段地内
使用の部分 なし

○近畿地方整備局告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和七年三月二十一日
近畿地方整備局長 長谷川朋弘

一 施行者の名称 大阪府

二 都市計画事業の種類及び名称 令和二年近畿地方整備局告示第五十四号東部大阪都市計画道路事業九・七・二百二十三―一―号大阪モノレール専用道及び九・七・二百二十七―一―号大阪モノレール専用道

三 事業施行期間 自令和二年三月二十七日至令和十七年三月三十一日

四 事業地

収用の部分 なし

使用の部分 変更なし

○近畿地方整備局告示第百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和七年三月二十一日
近畿地方整備局長 長谷川朋弘

一 施行者の名称 大阪府

二 都市計画事業の種類及び名称 令和二年近畿地方整備局告示第五十五号東部大阪都市計画道路事業三・一・二百二十三―一―号大阪中央環状線及び三・一・二百二十七―一―号大阪中央環状線

三 事業施行期間 自令和二年三月二十七日至令和十七年三月三十一日

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

○近畿地方整備局告示第百四十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年三月二十一日
近畿地方整備局長 長谷川朋弘

（一）道路の種類 一般国道

（二）路線名 二号

（三）道路の区域

区 間

変更前

後別

敷地の幅員

延 長

メートル キロメートル

明石市大久保町松陰字石ヶ谷一三三四番から同市大久保町松陰字石ヶ谷一三三九番まで 一四・四八八二〇・九九三〇〇・〇〇四九

（四）図面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年三月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年三月二十一日
近畿地方整備局長 長谷川朋弘

路線名 供 用 開 始 の 区 間 図面縦覧場所

八号 長浜市西浅井町塩津中宇中川原二四三番一から同市西浅井町塩津中宇中川原二四五番一まで 近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所
供用開始の期日 令和七年三月二十一日

事業計画変更認可申請書

交 鉄 第 1282 号
令和 7 年 2 月 12 日

近畿地方整備局長 長谷川 朋弘 様

大阪府中央区大手前2丁目1番22号
大 阪 府
代表者 大阪府知事 吉村 洋文



都市計画法第63条第1項の認可を受けたいので、下記により申請します。

記

1. 施行者の名称

大 阪 府

2. 都市計画事業の種類及び名称

東部大阪都市計画道路事業

9・7・223－1号 大阪モノレール専用道

東部大阪都市計画道路事業

9・7・227－1号 大阪モノレール専用道

3. 事業計画

イ 事業地

(1) 収用の部分

変更なし (なし)

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 設計の概要

9・7・223－1号 大阪モノレール専用道

起 点	大阪府門真市新橋町地内
終 点	大阪府大阪市鶴見区安田二丁目地内
延 長	3, 7 6 1 m
幅 員	7. 5 7 m～1 8. 7 5 m

9・7・227－1号 大阪モノレール専用道

起 点	大阪府東大阪市北鴻池町地内
終 点	大阪府東大阪市若江西新町一丁目地内
延 長	5, 0 3 6 m
幅 員	7. 5 7 m～4 5. 5 0 m

ハ 事業施行期間

自 令和	2 年	3 月 2 7 日
至 (令和	1 1 年	3 月 3 1 日)
令和	1 7 年	3 月 3 1 日